古賀市障害者施策推進協議会　会議録

日　時：平成 29 年 11 月 28 日（火）19：00～
場　所：サンコスモ古賀 203・204 研修室
参加者：委　員・・別紙名簿のとおり
　　傍聴人・・1 名
　　事務局・・青谷部長、渋田課長、割石係長、小林、大崎、吉武、渡邊

冒頭、割石係長より
資料の確認。
15 名中、欠席者 3 名。参加者が過半数を超えているため、本協議会が成立したことを報告。
また、本協議会は古賀市情報公開条例第 23 条に基づき公開となっているため、傍聴人がおられることを報告。

１.古賀市保健福祉部長あいさつ　19：00～
お忙しいところ、参加いただきありがとうございます。また、障害福祉の推進にご尽力いただいていることに感謝いたします。
今回は 2 回目の協議会となり、前回から本市が策定している計画について協議していただいている。障害者基本計画は H32 年までの 6 ヵ年の計画。障害福祉計画は具体的な障害福祉サービス量を見込んで策定し、3 ヵ年毎にその計画を見直すことになっている。本日は、国の方針を踏まえ H32 年度までの障害福祉サービス見込み量を設定した計画（案）を提示させていただいている。皆様からのご意見を頂戴したい。

２.会長挨拶
H30～H32 年度までの障害福祉計画（案）が提案されるので、皆様のご意見をもとに修正を加えながらより良い内容のものにしていけたらよいと思う。

３.「第 5 期古賀市障害者福祉計画　第 1 期古賀市障害児福祉計画」（案）について
　小林業務主査より計画（案）の表題及び内容について説明。
表題について、前回までは「第 4 期古賀市障害者福祉計画」となっていた。その計画の中に障がい児も含まれていたが、次期計画からは「障害児福祉計画」と表題に掲げるようになったため、H30 年度からの計画については「第 5 期古賀市障害者福祉計画　第 1 期古賀市障害児福祉計画」（案）となっている。

　以降、計画内容について説明。

【質　疑】

（委員）

国の大きな方針に基づき目指すポイントが具体的数値として出された。国の指針を受けて古賀市がどのようにしていくか。また、実績を踏まえて H30～H32 年度の具体的な数値が挙げられている。計画（案）の中には 2 割減にするとか、施設から出て地域で生活する人を増やすなど色々な規定がある。そのことについても皆様からご意見をいただきたい。

また、パブリックコメントを出すため、必要があれば文言を修正したうえで市民の方に提示することとなる。

法律が変わって、設置しなければならない施設・制度が出てきているようだが？「居宅訪問型児童発達支援」や「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」など、具体的に何をするのか解らないものもあるが、新しく作られた支援内容についても何かあれば。

（事務局）

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、医療的ケア児に対する協議の場に、コーディネーターを配置することが望ましいとされている。コーディネーターについては、県等が研修を行い、それを受講し終了証を受け取った職員がコーディネーターの資格を持つこととなるという話を聞いている。

（委員）

研修を受けてすぐに出来るようになるものではないのではないと思うが？この計画（案）の目標等は全般的に国の指針に基づいて書いてあるものだが、現実とはかけ離れている可能性もあると思う。特に施設入所者を減らすなどは、実際的には無理な数字ではないかと思っている。

（委員）

施設入所支援は、実績的にはどのくらい減っているのか？少しずつなのか？

（事務局）

自然減が多いかと思う。

（事務局）

入所支援施設に隣接してグループホームを作ったところが数か所あり、施設入所されていた方が、グループホームに移って生活するようになられた。その結果、施設入所者数としては何名か減ったということもある。ただ、配慮が行き届いたグループホームでないと対応は難しいとは思っている。

（委員）

入所者数は H30～H32 年にかけて 2 名減ることになっている。それは、追い出すという形ではなく、目の行き届いたグループホームのような場所で在宅生活をするということで良いか？

（事務局）
追い出すというようなことは全く考えていない。
（委員）
自分は実際に、障がいを持っている 61 歳の義理の妹と暮らしている。今までは自立して生活していたが、ずっとその生活をしていけるか？自立してきた人たちが自立できなくなるような方向の話に感じる。高齢化社会で世話をしている自分も年を取り老々介護となる。そういうことは、この数字の中に全然なかった。
（委員）
施設入所をしていればその間、親御さんも年を取っていく。施設外に出てグループホームで生活できる人は良いが、そうじゃない人たちが年々年を取ってくる。そのような人たちのことに対し、古賀市として謳っていかないと不安が大きくなる。理想を否定はしないが、サービスには限りがある。高齢化対策をしていかないと本人や親のニーズにはこたえられないのではないか。
（委員）
精神保健福祉手帳の所持者 H27 年から H28 年にかけて増えている。手帳を持つ方への基準が変わったのか、施設が新たにできたのか？36%増の中身は何か？
（事務局）
手帳に関して基準が変わったことはない。要因として、就労系の障害福祉サービスを使いたいという理由で新たに手帳を取られる方が多かった。また、市内の事業所の増加も要因の一つと思う。
先ほどの委員のご意見について、事務局も保護者の声を窓口などで聞いている。県に対し、保護者が高齢になり、とても不安という声をよく聞く。指針は解るが、難しいところもあるのではないかという意見は出してはいる。しかし、国の指針に基づいた計画をとのことで、今回数値を挙げている。高齢の障がい者に対する支援は、介護支援課と協議しながら一緒に進めていきたいと思う。
委員の自立が出来ない、出来なくなったというご意見に関しては、65 歳で介護保険に移行するという前提があるが、それ以前の障がい者の方であれば居宅介護などもある。要件はあるが、提供できるサービスがあるということをもっと発信していかなくてはいけないと感じた。
（委員）
地域生活支援拠点の整備にかかる国の指針で、親の高齢化や親の亡き後について、明記した方がよいのではないかとなっていないか？
（事務局）
地域生活支援拠点と定義するにあたっては、そのようなことも見据えたうえで居住支援の機能を持った生活支援拠点を作ることが望ましいという内容だと思う。

（委員）
それは計画（案）P8 の中に文言としては出てきてはいないが、入っているのか？
（事務局）
入れるとすれば、P8 の【古賀市の考え方】の中に、そういったことも見据えながら進めていくという一文を加えることはできる。
（委員）
計画に文言が入っていないと、実際問題として何も進んではいかない。
（委員）
P8 の図の中に、高齢化に対応した日中活動の場とは書いてはあるが、介護する親のサポートについては何も書いていない。これは、国が示した図なのか？この図を崩すことはできないのか？
（事務局）
国の図の引用であり、崩すことは難しいかと思われる。
（委員）
何年も前から、厚労省と日本知的福祉協会で高齢者対策をやっているが、明快な答えはない。
（委員）
地域生活支援拠点等の整備とはどうすることなのか？圏域に一つ整備すると書いてあるが、具体的には？
（委員）
我々も含めみんな高齢化していく。社協がやっている福祉会などの活動の中に含めて、やっていくということではないのか？
（事務局）
グループホームや施設入所、相談支援等が行っているサービスを、まとめて行う法人を一つ作るか、現在ある法人に委託をするということ。包括的にサービスや相談を行うための拠点。
（事務局）
全国的に見ても、モデル事業として何か所か実施していたが上手くいっていないようだ。
県に対し具体的なイメージが沸かないとの意見を出している。例えば、障害を持っておられる方の親が急に倒れられた時に、一気にフォローできる体制を作るという意味と思っている。今のサービスでそれぞれに担っており、コーディネーターとしては古賀市障害者生活支援センターもある。新たに作らなくてはいけないのかと思うが、国はどこか一つの事業所に委託をするか、面的にすぐに対応できるシステムを作るという方針。
（委員）
計画（案）の中には関係機関と連携しながら、H32 年度末までに圏域に一つを整備することを目指すため協議を行うという文言になっている。ご本人と親の高齢化や親亡き後を見据えた支援ということが、この図の中からは見えにくいという指摘ではないか。

（事務局）
補足になるが、今までは高齢者であれば介護保険、障がい者であれば障害福祉サービス、子どもは子育てなど縦割りで担ってきた。これからは高齢者、障がい者、子どもなど関係なく一緒に支えていこうという体制づくりに市も方向変換しつつある。すぐには難しいが、地域で支えられる方は支えながら、必要なサービスはサービスとして整理していこうとしている。
（委員）
理念としてはよくわかる。それは、地域生活支援拠点等の整備とつながると考えて良いか？
（事務局）
関連はしてくると思っている。圏域なので、広域間を見据えながらやっていく必要がある。どういう体制が望ましいのかという点は、模索しているところである。
（委員）
そうすると、計画表題の障がい児・者というのもおかしな話。大きな理念としては、その方々だけでなく高齢者も全部含めてと言うことか？
（事務局）
大きな理念としてはそうだ。
（委員）
障がいの無い高齢者の人たちの中に、障がいを持った自分が一緒に入る。そんな素晴らしいグループホームがいずれできるのか？
（委員）
グループホームも障がいの種別によって縦割りだが、そういったものも取っ払うのか？
（事務局）
提供体制としてそこまでは具体化していない。施設・サービス・地域全体を含めてやっていく方向ではある。高齢者、障がい者へのサービスはトータルで考えていくという方向。
（委員）
現実的には、サービスを提供する人たちがいない。障がい者、高齢者をオールラウンドにしてもサービスをする人たちが飽和状態。一方でそれが大きなネックとなっているが、理想では、障がい種別に関わらず児から者までというのは従前から言われている。現実との差異がどんどん生じつつある。サービスする人材そのものに限りが出てきている。年々、本人・保護者の不安は増してくると思う。
（委員）
その不安をどうサポートするかが、P8 の図の中からは見えにくい。国の方針として、文中に障がい者はと書いてあるが、障がい者及びそのご家族が高齢化に伴って～というような文言を入れるということは不可能なのか？
（事務局）
【古賀市の考え方】の中に入れるということで良いか？

（委員）
その部分は変えても差しさわりの無いように思える。入れることで、古賀市はこれから向かえるであろう課題を含め考えている。という声明にはなるのではないか？　障がいの有無に関わらずサービスを考えていかなくてはいけないという指摘もある。目指す方向として出していければと思う。
（委員）
国は親亡き後を見据えてとかいてある。単に親が高齢化になったからということではない。
（委員）
2025 年問題というのがある。団塊の世代 800 万人が後期高齢となり、それを支える世代は就職氷河期に生まれた方々。それを踏まえて、国がこのような指針を作っているようには見えない。国自体がもがいている中で、指針を示しているような気がしてならない。
（委員）
図の中に、子ども・高齢者・障がい者など全部入れれば見えやすい。あくまでも、障がい児・者の福祉計画という縦割りの計画のため限界はあるとは思うが。
（委員）
P10 の【古賀市の考え方】のなかに⑤として入れたらどうか？指針の中に「高齢化・重度化を背景とした目標設定」と記載があるので。
（事務局）
P10 は障害児支援の提供体制に対する古賀市の考え方になるので、指針の 3. 成果目標①の下の※印に「高齢化・重度化を背景とした目標設定」とあるので、それを受けて記載してはどうかということか？
（委員）
P7 の【古賀市の考え方】で施設入所支援サービスの利用については、障がい者本人、その家族の意向及び高齢化を考えながら～というようなという感じか？ここに入れられるか？
（事務局）
極力ご家族の意向を尊重したいという思いもあり、このような形で表現させていただいている。ご意見をいただいた部分を含めて、再度検討したい。
（委員）
障がい者の高齢化・重度化という言葉は利用していく。他に意見はないか？
就労移行支援が H28 年は 33 名だったのが H29 年は 34 名。就労移行支援 B 型は、人数が大幅に増えている。
（事務局）
就労移行支援は、2 年間という期限があるためだと考える。

（委員）
このくらいの増減で問題ないということであれば良い。
放課後等デイサービスの利用者数が H28 年度より H29 年度は下がっている。減らしていく方向なのか？延件数なのか人数なのかが、わからない。同様に、保育所等訪問支援も H28 年度よりも H29 年度が下がっている。
（事務局）
減らしていくつもりはない。
（委員）
表の数値がよくわからないところが何か所かある。また調べてほしい。他に何かないか？
（委員）
精神保健福祉手帳の所持者数の増加は就労サービスの利用増が理由とのことだが、H27 年度から H28 年度のサービス利用者数はあまり変わっていない。それなのに、手帳の所持者数は増えている。どのような疾患が多いのか？
（事務局）
申請時の診断書を見る中では、気分障害・躁鬱の方が多いようだ。年齢が若い方は、発達障害の診断が出ている方もいる。又、統合失調症の方もおられる。
（委員）
今後、精神保健福祉手帳はどんどん増えていくか？
（事務局）
今年の 4 月から、一部の公共交通機関で精神障がい者も割引の対象として追加されたこともあり、今後も増えるとは思っている。
（委員）
協議会の意見としては、当事者・介護者の高齢化を文言の中に盛り込んでいく。ただし、理念としては障がいの有無・種別に関わらず取り組んでいくということ。文言は事務局で練り、もう一度諮った方が良いとは思うが。大幅な変更はないととらえて良いか？数値が変更になる可能性もあるか？
（事務局）
P7 に、いただいたご意見をまとめる形で表現したいと思っている。一度（案）を会長に提示し、全委員にお見せした方が良いということであれば、事務局が各委員へ持参し説明をする形でどうか？
（委員）
その形でまずは事務局にて修正願う。P8 の図は、いじらない方がよいのか？
（事務局）
国としては、こういう形で作ってほしいということ。現実的には非常に難しい指針を示されている。近隣市町と協力をしながら、この計画に向かって努力をしていきたいと思っている。

４．その他

（事務局）

本日のご意見を受けて、事務局にて計画（案）を修正し、まずは会長に確認いただき、全委員へ確認を行わせていただく。その後、1月上旬から2月上旬、予定では1月9日から2月7日までパブリックコメントを行い、広く市民の皆様からご意見をいただき、パブリックコメントの結果の公表を行って、3月中の策定を予定している。